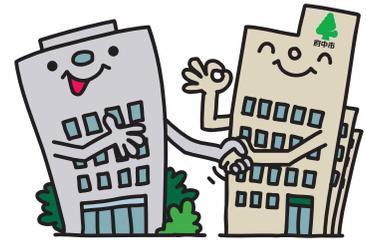


第4章 計画推進に向けて



第4章 計画推進に向けて



1 計画の推進体制

(1) 行政の責務と取り組み

文化振興における行政の責務は、文化活動の担い手である市民の自主的活動や文化的暮らしの実現に向けた様々な取り組みを支援していくことにあります。

現在、本市の文化行政は、市長部局と教育委員会とで分担実施しておりますが、文化という分野の広範性や行政に対する市民ニーズの多様化などを踏まえ、より総合的な見地から実効的な施策展開を図るため、市長部局に専任課(文化振興課)を設けることで推進体制を強化してまいります。

また、本計画には、文化部門のみならず、地域振興、都市間交流、産業振興、教育、子育て、福祉、環境、都市整備など様々な関係部門が担当する施策も含まれているため、庁内の枠組みを超えた相互連携を図りながら、計画の推進に努めます。

さらに、国、東京都、近隣市など他の行政機関とも連携することで、より広域的な文化振興を図るべく取り組みます。

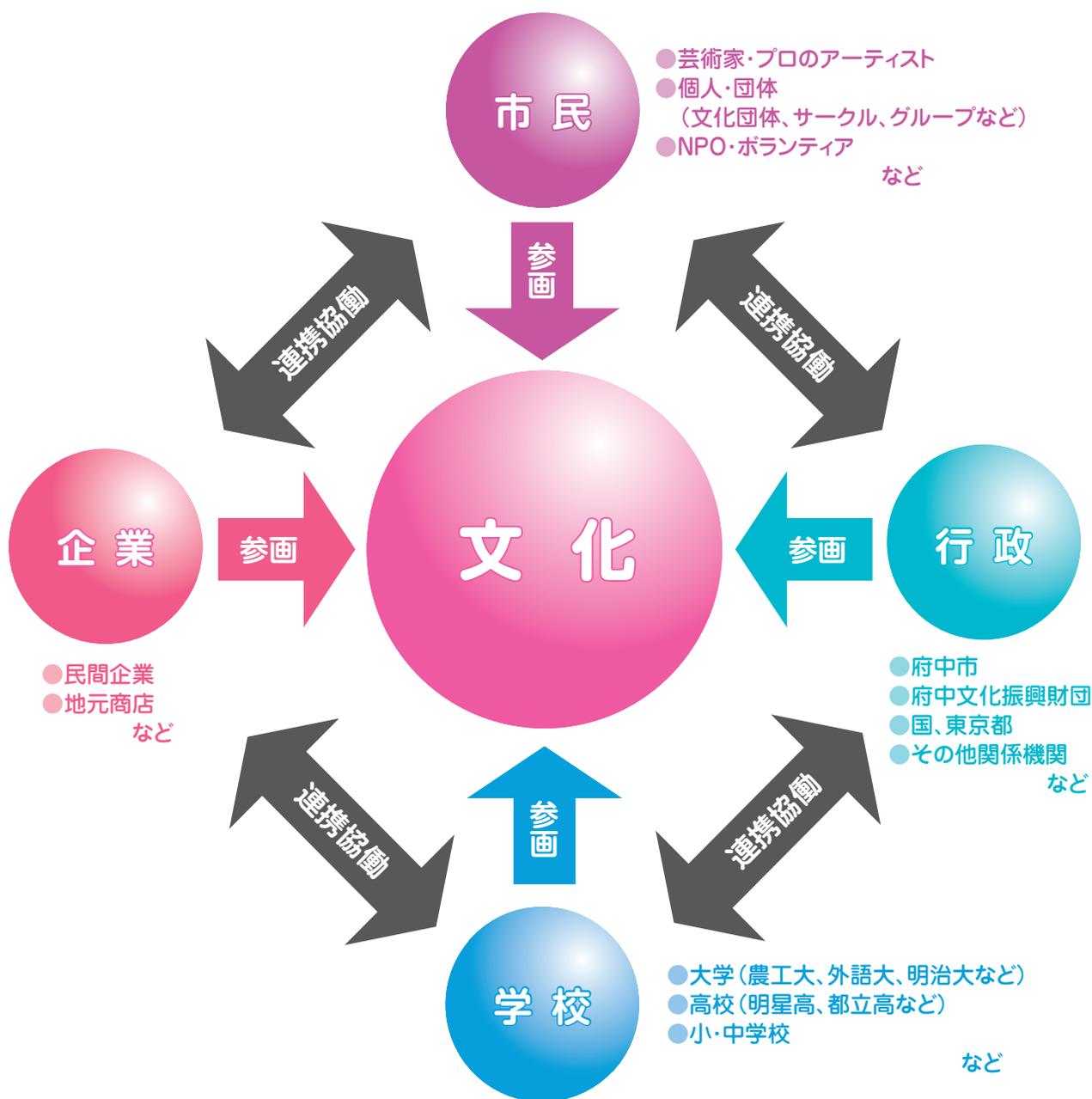
(2) 文化振興条例の検討

文化振興を図る上で重要なことは、市民の自主性を尊重しつつ、市民ニーズに応じた施策を柔軟に展開することです。この点を踏まえ、本計画を推進していく中で、条例化の必要性について検討していきます。

(3) 多様な主体の参画、協働とネットワーク化

本計画を推進していくためには、市民、企業、学校、行政などの参画と協働のもと、各活動主体が互いの立場の違いを認識しながら、それぞれの役割と責任において文化振興に取り組めるように体制を整備することが必要です。多様な主体が相互に連携を図ることができるように、ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。

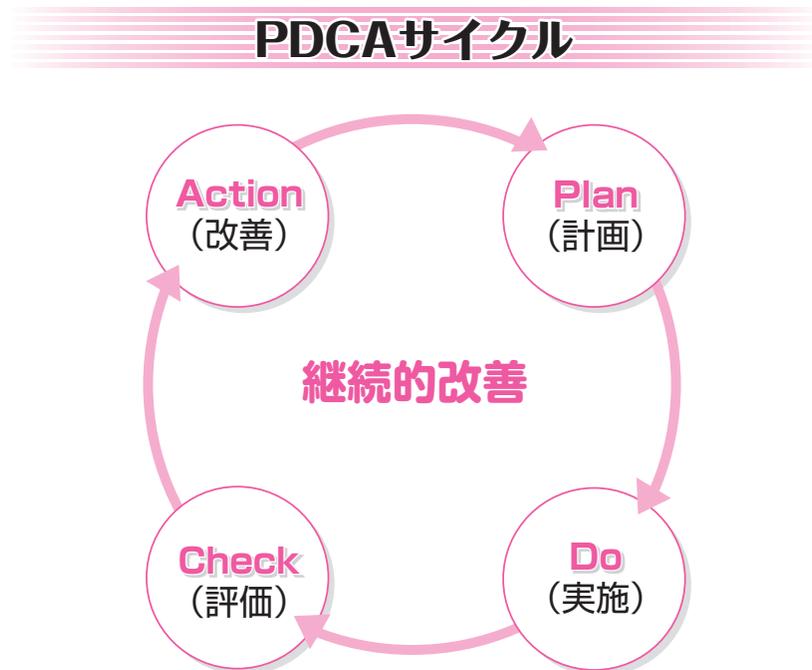
ネットワークイメージ



2 計画の進行管理

(1) 新たな行政システムの構築

本計画を着実に推進し、将来にわたり持続可能な文化振興を図るためには、文化施策・事業の進行状況を管理し、必要に応じて改善していくことが重要です。そのためには、行政評価と行政運営を連動し、文化施策・事業の「計画－実施－評価－改善(PDCAサイクル)」を一体のものとして運用する新たな行政システムの構築が必要です。



(2) 市民の声の反映

このシステムを運用していくうえで最も大切なことは、市民の理解を得ながら、市民との協働により継続的改善に取り組むことです。市民アンケートや^{*}市政モニターなど様々な方法を活用することで広く市民の意向を把握し、集約・検討の後、システムの各段階において市民の声を反映できるように努めます。

用語解説

市政モニター…広く市民からモニターを募り、モニター会議や電子メールにより意見や要望を聴取し、市政運営や施策等へ反映することにより、市民サービスの向上を図る制度

參考資料



■参考資料■

府中市文化振興計画検討協議会検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成18年12月14日	・委員の委嘱 ・会長・副会長の選出 ・今後の進め方
第2回	平成19年 2月15日	・計画の範囲 ・文化施設、文化施策の現況
第3回	平成19年 3月29日	・計画の検討 (芸術文化について)
第4回	平成19年 4月19日	・計画の検討 (歴史文化について)
第5回	平成19年 5月18日	・計画の検討 (自然文化について)
第6回	平成19年 6月26日	・計画の検討 (A・・・歴史文化と自然文化について) (B・・・芸術文化と市民文化について)
第7回	平成19年 7月27日	・計画の検討 (芸術文化・市民文化について)
第8回	平成19年 9月19日	・計画の検討 (市民文化について)
第9回	平成19年10月15日	・計画の検討 (起草委員会)
第10回	平成19年11月 6日	・報告書(提言)の作成
第11回	平成19年11月30日	・報告書(提言)の提出

府中市文化振興計画検討協議会委員名簿

No.	氏 名	経歴等
1	三 善 清 達	音楽評論家・府中の森芸術劇場名誉館長
2	田 中 通 孝	武蔵野音楽大学 音楽環境運営学科教授
3	牛 山 剛	題名のない音楽会プロデューサー・(財)府中文化振興財団理事
4	太 下 義 之	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 芸術・文化政策センター長
5	宮 崎 健 二	府中市文化団体連絡協議会会長(府中市吹奏楽連盟)
6	中 村 洋 子	府中市文化団体連絡協議会副会長(府中市民交響楽団)
7	横 山 知 子	府中市書道連盟代表
8	高 木 晴 夫	府中囃子保存会副会長
9	小野澤 せつ子	美術館運営協議会委員 NPO法人アートプロジェクトTAMA理事長
10	筋 彦 一	郷土の森ボランティア 元新宿区教育委員会事務局次長・元同区立博物館長
11	土 屋 文 彦	公 募 市 民
12	大和田 和子	公 募 市 民
13	山 田 和 代	公 募 市 民



提言書提出

府中市文化振興計画検討協議会設置要綱

(平成18年10月31日要綱第90号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市の文化振興計画の策定に当たり、府中市文化振興計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、府中市の文化・芸術の振興のあり方について、調査、研究及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員13人以内をもって組織する。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 4人以内 |
| (2) 府中市文化団体連絡協議会の関係者 | 4人以内 |
| (3) 府中市美術館運営協議会委員 | 1人 |
| (4) 郷土の森博物館ボランティア | 1人 |
| (5) 公募市民 | 3人以内 |

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第2条の規定による報告の日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名する委員とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活文化部文化コミュニティ課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

■参考資料■

府中市文化振興計画検討職員プロジェクトチーム検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成18年12月18日	・メンバーを任命 ・リーダー、サブリーダーの選出 ・今後の進め方
第2回	平成19年 1月10日	・計画の目的、趣旨
第3回	平成19年 1月25日	・現状と課題の整理 ・計画構成の検討
第4回	平成19年 2月 6日	・計画骨子の検討
第5回	平成19年 2月22日	・研修会(指定管理者制度について)
第6回	平成19年 3月23日	・研修会(府中文化振興財団の取組について)
第7回	平成19年 4月17日	・研修会(美術館の概要、取組について)
第8回	平成19年 5月14日	・研修会(文化財について)
第9回	平成19年 6月13日	・各施策の検討
第10回	平成19年 7月 5日	・報告書の作成
第11回	平成19年 7月31日	・報告書の作成
第12回	平成19年 8月30日	・報告書の作成
第13回	平成19年12月14日	・報告書の提出

府中市文化振興計画検討職員プロジェクトチームメンバー表

No.	氏名	所属	備考
1	福嶋 史江	総務部企画課	
2	町井 恵美子	生活文化部文化コミュニティ課	
3	須田 到	生活文化部文化コミュニティ課	サブリーダー
4	佐伯 富丈	生活文化部経済観光課	
5	中込 しのぶ	生活文化部市民活動支援課	
6	山下 健一	福祉保健部高齢者支援課	
7	松本 健	子ども家庭部児童青少年課	
8	原田 賢	学校教育部総務課	
9	志賀 秀孝	生涯学習部美術館	
10	江口 桂	生涯学習部生涯学習課文化財担当	リーダー

【オブザーバーメンバー】

11	大平 洋介	(財)府中文化振興財団・府中の森芸術劇場	
----	-------	----------------------	--

■参考資料■

府中市文化振興計画検討職員プロジェクトチーム設置要綱

(平成18年12月6日要綱第97号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市文化振興計画の策定に当たり、職員による府中市文化振興計画検討職員プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について調査し、及び協議し、その結果を府中市ソフトパワー活用推進委員会委員長(以下「委員長」という。)に報告するものとする。

- (1) 府中市における文化・芸術の振興状況に関する事項
- (2) 第5次府中市総合計画前期基本計画に基づく文化・芸術に関する施策の実施状況及び課題に関する事項
- (3) 府中市文化振興計画の策定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、プロジェクトチームは、別に設置される府中市文化振興計画検討協議会の運営を支援するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、委員長が任命する各課から選出された職員(以下「メンバー」という。)10人をもって組織する。

(メンバーの任期)

第4条 メンバーの任期は、前条の規定により委員長の任命を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、メンバーの互選による。
- 3 リーダーはプロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

2 プロジェクトチームは、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 リーダーは、必要があるときは、プロジェクトチームの会議にメンバー以外の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、生活文化部文化コミュニティ課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほかプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定するメンバーの任期が満了する日をもって、その効力を失う。